

第8回津軽地域ごみ処理広域化協議会（会議録）

【津軽地域ごみ処理広域化協議会事務局】

役 職	氏 名	備 考		
局 長	岩崎 隆	弘前地区環境整備事務組合 事務局長		
次 長	太田 泰輔	弘前地区環境整備事務組合 総務課長		
次長補佐	川辺 貴志	弘前地区環境整備事務組合 総務課長補佐		
次長補佐	福士 幸司	黒石地区清掃施設組合 事務局次長補佐		
総括主幹	吹田 稔	弘前地区環境整備事務組合 総務課総括主幹		
主 幹	竹谷 拓	弘前地区環境整備事務組合 総務課主幹		
主任主事	中田 和道	弘前地区環境整備事務組合 総務課主任主事		
主 事	齋藤 祥	弘前地区環境整備事務組合 総務課主事		
開 催 日	令和4年6月29日（水）	時 間	午前10時～	
開催場所	弘前地区環境整備センター管理棟3階 大会議室			
出席者 （8人）	弘前市長	黒石市長	平川市長	藤崎町長
	櫻田 宏	高樋 憲	長尾 忠行	平田 博幸
	大鰐町長	板柳町長	田舎館村長	西目屋村長
	山田 年伸	成田 誠	鈴木 孝雄	桑田 豊昭

【弘前地区環境整備事務組合事務局・黒石地区清掃施設組合事務局】

所 属	役 職	氏 名
弘前地区環境整備事務組合	施設管理課長	蒔苗 篤
弘前地区環境整備事務組合	施設管理課主幹	内山 真徳
弘前地区環境整備事務組合	総務課管理係長	館山 陽平
黒石地区清掃施設組合	事務局長	五戸 真也
黒石地区清掃施設組合	事務局次長	高田 正徳

【取材報道機関】

東奥日報社、陸奥新報社、津軽新報社

【1 開会】

事務局次長 太田 泰輔

定刻となりましたので、ただいまから、第8回津軽地域ごみ処理広域化協議会を開催いたします。

進行役を務めさせていただきます、協議会事務局次長の太田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速会議に入りたいと思いますが、協議会会則第7条第1項に基づきまして、会議の議長を櫻田弘前市長にお願いしたいと思っております。

櫻田弘前市長よろしくお願いいたします。

【2 報告】

議長（弘前市長 櫻田 宏）

みなさま、おはようございます。本日はお忙しい中、お集まりをいただきましてありがとうございます。広域化協議会も8回目となりました。一つ一つ内容を詰めながらこれまで決めて参りましたので、今日もみなさまにご説明申し上げながら進めて参りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、暫時、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。本日の出席者は8名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。

早速、次第に従いまして、会議を進めて参りたいと思っております。まず、次第2の報告「協議項目の決定内容」について、事務局から説明をお願いします。

事務局長 岩崎 隆

事務局長の岩崎と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、協議項目の決定内容について、ご説明いたしますので、資料「協議項目の決定内容について」をご覧ください。

資料は、本年2月2日に開催した第7回協議会以降に、調整方針が決定した協議項目について、概要や決定した調整方針、具体的な調整内容を一覧にまとめたものであります。

なお、本日ご報告する協議項目につきましては、すべての項目が幹事会で調整方針を決定する「Bランク」となっており、5月20日に開催した第10回幹事会で調整方針が決定したものであります。

本日は、協議項目数が多いため、協議分類ごとにご報告いたします。

まず、協議分類6「管理」に関する協議項目12項目であります。

資料は、1ページと2ページになります。

こちらの協議項目では、広域化後の組合条例、規則に関することや公文書・公印の保存・管理に関すること、組合の休日の取扱いや行政手続の運用方法、行政不服審査の対応などについて協議したものであります。

調整方針であります。幹事会で協議した結果、広域化後は弘前地区環境整備

事務組合の組合運営が引き継がれるという考え方にに基づき、資料1ページの協議項目「9 組合の休日」を除き、「現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ」と決定しております。

協議項目「9 組合の休日」についてであります。地方自治法では、「地方公共団体の休日は条例で定める」と規定しております。現在、弘前地区環境整備事務組合では、組合の休日を条例で定めておらず、一方、黒石地区清掃施設組合では、条例で定めている状況であります。

このようなことから、幹事会で協議した結果、調整方針を「現行の黒石地区清掃施設組合の運用を引き継ぐ」と決定したものであります。

次に、協議分類7「人事」に関する協議項目11項目であります。

資料は、3ページと4ページになります。

こちらの協議項目では、広域化後の職員採用や職員の分限・懲戒処分に関すること、人事異動、昇任・昇給・昇格、人事評価の手続き等に関すること、職員教育、福利厚生 of 取扱いなど、人事業務全般について協議したものであります。

調整方針であります。幹事会で協議した結果、広域化後は弘前地区環境整備事務組合の組合運営が引き継がれるという考え方にに基づき、すべての協議項目で、「現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ」と決定しております。

次に、協議分類8「給与」に関する協議項目12項目であります。

資料は、5ページと6ページの中段までになります。

こちらの協議項目では、組合職員の給料、初任給、手当の基準に関することや公務災害補償、旅費の取扱いに関すること、共済組合、社会保険、雇用保険事務に関することなど、給与業務全般について協議したものであります。

調整方針であります。幹事会で協議した結果、広域化後は弘前地区環境整備事務組合の組合運営が引き継がれるという考え方にに基づき、すべての協議項目で、「現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ」と決定しております。

最後に、協議分類9「財務」に関する協議項目「公金総合保険」であります。

資料は、6ページの下段になります。

この協議項目では、広域化後の組合が加入する公金総合保険について協議したものであります。

調整方針であります。幹事会で協議した結果、広域化後は弘前地区環境整備事務組合の組合運営が引き継がれるという考え方にに基づき、「現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ」と決定しております。

協議項目の決定内容の報告は以上となります。

議長（弘前市長 櫻田 宏）

以上で、事務局からの説明が終わりました。

ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

黒石市長 高樋 憲

退職金の対応はどうなるのか。

事務局

事務局の吹田と申します。

退職金の取扱につきまして、協議項目の中で、広域化後の組合職員については各市町村からの派遣ということが決定しております。退職金に関しては、地方自治法の中で派遣元で支給するという条項がございますので、これを準用いたしまして、弘環組合として退職金を負担することは想定していないところであります。そのため、派遣元市町村で退職金をお支払いいただくという整理となっております。

議長（弘前市長 櫻田 宏）

その他、ご意見、ご質問ございませんか。

「なし。」との発言あり

議長（弘前市長 櫻田 宏）

ご意見がないようですので、次第2「報告」については以上となります。

次に、次第3「その他」として、委員の皆様からご意見等がありましたら、ご発言をいただきたいと思えます。

「なし。」との発言あり

議長（弘前市長 櫻田 宏）

最後に事務局から連絡事項はありませんか。

事務局長 岩崎 隆

事務局から、今後の協議会の開催予定について、ご連絡いたします。

次回協議会は、本年10月下旬頃の開催を予定しており、それまでに幹事会及び専門部会で調整を終えた項目について、協議をいただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

【3 閉 会】

議長（弘前市長 櫻田 宏）

以上をもちまして、第8回津軽地域ごみ処理広域化協議会を閉会いたします。
大変お疲れ様でございました。

以上

（午前10時10分終了）